

平成30年8月24日

広島県知事 湯崎英彦 様

北広島町長 箕野博司



(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する町意見

## 1 統括的事項

(1) 本町は、再生可能エネルギー全般について、平成19年に北広島町地域新エネルギービジョンを策定して推進していますので、地球温暖化の防止や地球環境の保全の面で自然の力を利用するエネルギーの重要性については、町民や町内事業者の理解が得られていると認識しております。

しかし、当該事業は、事業化と引き換えに先人から守り続けてきた「かけがえない自然環境」を失い、「愛される眺望景観」を失い、近隣住民の「穏やかな生活環境」を失う等、多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

これまでの地域の歴史、文化、自然環境等を総合的に勘案して、以下のとおり北広島町の意見を述べます。

(2) 環境影響評価手続きの前提として、適切なスクリーニングによる事業地の選定が必要ですが、本配慮書で「事業実施想定区域（風力発電機設置対象外を含む。）以下本意見書では「事業地」とする。」としている土地の地権者より、事業を認めない旨の意見が町に寄せられています。「環境配慮」による事業地の絞り込みの前段階である「事業性配慮」段階での絞り込みが不十分であることが認められます。事業者には、地権者の合意も含めた適切な事業地の選定を行い、事業性を確保した上で環境影響評価を行うことが求められると考えます。

- (3) 本事業計画は、大佐山から鷹ノ巣山周辺を大規模に開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当範囲で影響が及ぶことが想定されます。環境影響評価の実施にあたっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すべきと考えます。
- (4) 事業地付近の道路は道幅が狭く、カーブも多いため機材輸送時の周辺への影響は事業区域内と同様に計り知れないことが予測されます。配慮書では配慮事項の選定から外れていますが、方法書において早期に環境影響評価を確実に実施すべきと考えます。
- (5) 配慮書の内容については、重要事項の欠落や誤った評価が散見されます。

## 2 個別の事項

### (1) 2.2-5 (7) 事業実施想定区域について

事業地の選定にあたって、用地取得等や土地所有者の合意は事業性配慮に含まれます。本配慮書においては、事業地の絞り込みを「環境配慮」としてはいますが、環境配慮による絞り込みの前に、事業性について適切なスクリーニングが必要と考えます。

総括的事項に記したとおり、社会インフラの整備状況に基づく想定区域の絞り込みが不十分であり、事業の実現性が確保されていないと判断されます。そのため、以下に記す(2)以降の点については検討の段階に無いと考えますが、参考のために意見を提出します。

※ 同事業者が平成29年4月に提出した「(仮称)大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」では、社会インフラ整備状況の確認は「事業性配慮」としている。

### (2) 2.2-14 (16) 複数案の設定について

事業地は、保安林、鳥獣保護区、国定公園、自然環境保全地域など、自然保護

上重要な区域を含み、隣接しています。また、事業地に近い八幡湿原は「21世紀に残したい日本の自然100選（森林文化協会1982）」に加え、「にほんの里100選（朝日新聞社2009）」、「生物多様性保全上重要な里地里山（環境省2016）」に選定されており、湿原が属する八幡地区は自然環境や昔ながらの田園景観を観光資源として生業が営まれている地域です。

本配慮書では配慮書の段階を「位置・規模の複数案からの絞り込みの課程」とした上で、「以降の手続きにおいても環境影響の回避・低減を考慮して事業実施区域の絞り込みを行う」と明示されており、ミティゲーションのうち、もっとも保全効果の高い「回避」措置も想定している点は評価できると考えます。

### **(3) 3.1-12 (34) 騒音**

「配慮が特に必要な施設等（第4.3-3表）」に、住宅等を含めて環境影響評価を行う点については必要なことであり、評価できると考えます。一方で、事業地周辺は騒音に係る苦情の発生数が極めて少ないところです。これは工場や自動車などが少ないことが背景にあります。そのため、事業地に近い周辺住民は騒音の発生に対しての耐性が低いことが予測されます。

騒音については極めて慎重に評価する必要があります。

### **(4) 4.3-63 (274) 主要な眺望点**

第4.3-15表に鷹ノ巣山及び（仮称）大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に選定されていた冠山・二川キャンプ場・聖湖キャンプ場が含まれていません。鷹ノ巣山は芸北地域の観光にとって極めて重要な観光資源であり、北広島町観光協会が発行する「芸北トレッキングマップ」に掲載されている主要な14座の一つとなっています。また、島根県の「ふるさと島根の景観づくり条例」で景観に対する影響を検討する必要がある自然的景観資源とされています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/jourei/todokede.html>

### **(5) 3.2-54 (182) その他の環境保全計画等**

北広島町では「北広島町環境基本条例／北広島町環境基本計画」の外、「生物多

様性の保全に関する条例／生物多様性きたひろ戦略」、「北広島町サイン計画」を策定しています。

これら条例／計画との整合性について検討を求めます。

#### (6) 3.2-63 (191) 史跡・名勝・天然記念物（広島県）

八幡大歳神社社叢は、八幡盆地を形成する周辺の田園景観と一体となった姿に重要な価値があります。その景観は、写真コンテストやカレンダー写真の材料となるなど、町民をはじめ八幡地区を訪ねる観光客やカメラマンの目的地の一つとなっています。

天然記念物背景の景観については極めて慎重に評価する必要があるため、北広島町文化財保護審議会に意見を求めてください。

#### (7) 4.3-3 (214) 騒音及び超低周波音の予測手法

予測手法としては、配慮書段階では「安全側として 2.0 km の範囲を設定」としていますが、根拠としている『風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例（環境省総合環境政策局 平成 25 年、以下「環境省手引き」とする）』では「単機あたりの大型化の傾向」が指摘されています。また「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」として引用している「1 km」も、平成 10 年に出された省令を根拠としており、計画されている発電施設に沿うものではありません。

環境省手引きで取りあげられている事業では、いずれも風車の高さは 40m で設定されています。本事業では、高さ約 145m が計画されています 2.2-15 (17))。

発電機の規模が大きく異なる (3.63 倍、ブレード面積では  $3.63^2 = 13$  倍) ため、予測に際しては相応の影響距離を設定する必要があると考えます。

現計画では、19 戸もの住宅が 2km 以内に、内 1 戸は 1km 以内に近接しており、住民の安全を考慮すると看過できません。

#### (8) 4.3-34 (245) ～4.3-57 (268) 重要な種への影響の予測結果

水辺（水田、河川、池沼等）については、「事業実施想定区域内に主な生息環境が存在する可能性があるものの、河川や池沼等は直接の改変を行わないことから、

影響はないと予測する。」と表記されています。

専門家からは、工事に伴い溪流・河川環境への影響が指摘されている（4.3-28（239））にもかかわらず、これを無視した影響予測となっています。

溪流・河川環境を利用する動物への影響を、事業地周辺を含めて検討すべきと考えます。

湿原の後背地は花崗岩や凝灰岩であり（3.1-30（52）図.3.1-13（1））、小規模湿地は山体からの貧栄養な湧水によって涵養されています。

中国山地の花崗岩帯において湧水によって涵養される貧栄養湿地の創出・再生は、岡山県などを中心に実施されています。しかし、人間による管理を離れて、湿地が保全・再生された事例は未だありません。

適切な環境保全措置は現時点では、集水域を含む範囲での工事を回避すること以外に実現可能な技術は存在しません。

#### （9）4.3-59（270）生態系

事業地に近い国定公園第1種特別地域は、面積が極めて小さい特別地域であるため、環境の変化による生態系の消失や、域内への外来種侵入など、周辺環境の改変に対して脆弱であることが容易に想定できます。

第1種特別地域に隣接（近接）する事業は避けるべきであると考えます。

第2種及び第3種特別地域についても、事業地に近いためイヌワシ、クマタカ、ツキノワグマなど広範囲を利用する動物にとって個体群間での遺伝子交流を減少させる恐れがあるため、多様性保存の脅威となります。

事業地の北側斜面部分は、そのほとんどが保安林に指定されています。斜面下部の集落は土砂災害警戒区域に指定されており、保安林はグリーンインフラとして機能しています。

重要な生態系については、面積的なまとまりだけでなく、回廊としての連続性の面からも評価する必要があります。

<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/G0501A?mid=1576&mpx=131.845222&mpy=34.671778&bsw=1683&bsh=1329>（マップ on しまね）

#### (10) 4.3-62 (273) 景観

景観資源について、自然景観からのみ評価されています。

八幡地区（八幡湿原）は「21世紀に残したい日本の自然100選（森林文化協会1982）」に加え、「にほんの里100選（朝日新聞社2009）」、「生物多様性保全上重要な里地里山（環境省2016）」に選定されています。このことは、自然環境だけでなく、人の営みを伴う「里」の環境や景観についても重要性が認識されています。なお、「21世紀に残したい日本の自然100選」と「にほんの里100選」の両方に選定されているのは、全国でも八幡湿原のみです。

眺望点の選定や評価においては、自然景観資源に加え、里地としての資源を重視して慎重に実施する必要があると考えます。具体的には、登山ルート、鷹ノ巣山、天然記念物、フォトスポットなどが評価として加えられるべきです。

また、数度にわたり開催されて地域説明会では、観光資源としての景観よりも、むしろ生活環境としての景観が改変されることについての懸念が示されています。評価項目として、民家をはじめとする生活空間からの見え方の変化を、環境省の基準（第4.3-19表）などにもとづき、「景観的に大きな影響がある（構図を乱す）」状態が生じないことを定量的に示すことが求められます。

なお、参考としている表は送電鉄塔のものです。発電施設はブレードが動くこと、発光することで視認されやすさが異なります。さらに、八幡地区には周囲に高層建築物が無く視野も広いため、見込角はより小さいものであっても視認されやすいと予測されます。八幡地区から「弥畝山の施設が気になる」という声があります。

評価にあたって、見込角はより小さい値を採用する必要があると考えます。

#### (11) 4.3-73 (284) 影響の回避

広島県によると、西中国山地国定公園の第1種特別地域である大佐山山頂部の自然環境は「ススキと笹の草原で覆われ、日本海や西中国山地の眺望がある。」とされています。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-j1-recnew-shisetsu-kohyou-nisityu>

ugoku-oosa--kohyou.html

影響の回避・低減策として挙げられている「樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化すること」は、大佐山地区の自然環境を大きく改変することとなり、重大な変更にあたります。

国定公園における本来の自然保護と反対の対応であり、不適切であると考えます。